

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》》》》》》》》》》 令和7年4月号 《《《《《《《《《《

★令和7年度税制改正★

令和7年3月31日、通常国会で、令和7年度税制改正大綱に関し、基礎控除について修正が行われ、改正法が成立しました。今月は、令和7年度税制改正について紹介します。

1、所得課税の改正

所得税関連の改正事項は、次のとおりです。

改正項目	改正内容	適用開始時期等
基礎控除の引上	<p>①合計所得金額が 655 万円以下</p> <p>イ、合計所得 132 万円以下の場合 基礎控除額 48 万円 → 95 万円に引上</p> <p>ロ、合計所得 132 万円超 655 万円以下の場合 基礎控除額が 88 万円から段階的に引下げられ、63 万円となる。</p> <p>②合計所得金額が 655 万円超 2,350 万円以下 基礎控除額 48 万円 → 58 万円に引上 (住民税は改正なし)。</p>	<p>①イは、恒久的改正であるが、①ロは、令和7年・8年の時限措置</p> <p>令和7年分以後の所得税、令和8年度分以後の個人住民税に適用。</p>
給与所得控除の最低保障額の引上	<p>給与所得控除の最低保障額 55 万円 → 65 万円に引上 (給与収入が 123 万円以下の場合、給与所得控除額は一律 65 万円となる)</p>	<p>令和7年分以後の所得税、令和8年度分以後の個人住民税に適用。</p>
特定親族特別控除の創設	<p>①特定親族 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族で、合計所得金額が 123 万円以下の者</p> <p>②特定親族扶養控除額</p> <p>イ、特定親族の合計所得金額が 85 万円以下 63 万円の控除</p> <p>ロ、特定親族の合計所得金額 85 万円超 控除額は段階的に引下げられ、合計所得金額が 123 万円超では、控除額は 0 円</p>	<p>同上</p>
扶養控除・配偶者の所得要件	<p>扶養控除・配偶者控除の合計所得金額の要件 48 万円 → 58 万円に引上</p>	<p>同上</p>

生命保険料控除	<p>23 歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料控除の限度額</p> <p>4 万円 → 6 万円に引上。</p> <p>生命保険料控除総額限度 12 万円は、変わらず。</p>	令和 8 年分に適用。
確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額引上等	<p>①企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上。</p> <p>イ、確定給付年金制度に加入していない者 月額 5.5 万円 → 月額 6.2 万円</p> <p>ロ、確定給付年金制度の加入者 月額 6.2 万円を限度額とする</p> <p>②個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上</p> <p>イ、自営業者等：月額 6.8 万円 → 7.5 万円</p> <p>ロ、企業年金未加入の会社員・公務員等 月額 2.3 万円 → 6.2 万円</p> <p>ハ、企業年金加入の会社員・公務員等 月額 2.0 万円 → 6.2 万円</p> <p>③国民年金基金の掛金の上限の引上</p> <p>月額 6.8 万円 → 7.5 万円</p>	<p>改正後の確定拠出年金法等の施行後に拠出されるものから適用。</p> <p>(注) 60 歳以上 70 歳未満の個人で、一定の要件を満たす者は、個人型確定拠出年金に加入できるようになった。</p>
エンジェル税制の改正	<p>有価証券等の譲渡益の発生した翌年にスタートアップ企業への投資を行った場合</p> <p>譲渡益発生年の年に遡り、投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻還付制度が創設。</p>	令和 8 年 1 月 1 日以後の投資から適用。
NISA の改正	<p>①口座開設 10 年後の所在地確認の廃止</p> <p>②金融機関変更時の即日買付が可能</p> <p>③積立投資枠について、上場投資信託 (ETF) の最小取引単位を 1 千円から 1 万円に引上</p>	関連法令の成立を前提に改正が施行される予定。
住宅取得控除の改正	<p>①特例対象個人</p> <p>イ、年齢 40 歳未満の場合には配偶者を有している者</p> <p>ロ、年齢 40 歳以上の場合には 40 歳未満の配偶者を有する者又は 19 歳未満の扶養親族を有する者</p> <p>②借入限度額</p> <p>令和 7 年中に、認定住宅等の取得をし、居住の用に供した場合、借入限度額が現行の金額から 500 万円上乗せされ認定住宅の場合 4,500 万円 → 5,000 万円に引上</p>	令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに入居した場合に適用。

退職所得控除の調整規定の改正	退職手当等の支払を受ける年の前年以前 9 年以内に老齢一時金の支払を受けている場合 当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とする。	令和 8 年 1 月 1 日以後に老齢一時金・退職金の支払を受ける場合に適用。
----------------	--	---

2、資産課税の改正

資産税関連の改正事項は、次のとおりです。

改正項目	改正内容	適用開始時期
先端設備導入による固定資産税特例の見直し・延長	中小企業等経営強化法に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する機械・装置等に係る固定資産税の特例措置 所要の見直しを行い、適用期限を 2 年延長	令和 7 年 4 月 1 日から適用。
事業承継税制における役員就任要件等の見直し	①法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件 贈与直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること（従来 3 年前）。 ②個人版事業承継税制の同様の見直し	令和 7 年 1 月 1 日から適用。
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 適用期限を 2 年延長	令和 7 年 4 月 1 日から適用。

3、法人課税の改正

法人税関連の改正事項は、次のとおりです。

改正項目	改正内容	適用開始時期
中小企業者等の法人税の軽減税率の見直し	①各年度の所得金額が年 10 億円を超える場合 800 万円以下の部分の税率が引上 15% → 17% に引上。 ②グループ通算制度を適用している通算法人は、軽減税率の適用はできない。	令和 7 年 4 月 1 日開始各事業年度に適用。
中小企業経営強化税制の拡充及び延長	①中小企業の生産性向上支援設備に対する特別償却または税額控除の措置を 2 年間延長。 ②売上高 100 億円超を目指す中小企業に対する拡充措置 工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加。	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得等をした設備に適用。

企業版ふるさと納税の延長	適用期限を3年延長。	令和10年3月31日まで適用。
再資源化事業等高度化設備の特別償却(35%)の新設	資源循環のため、再資源化事業を行う青色申告法人で、事業計画の認定を受けたものが、その事業のために、一定の要件を満たす機械装置(2千万円以上)や器具備品(2百万円以上)を取得し、事業に供した場合、35%の特別償却ができる。	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで適用。
リース会計基準の変更に伴う税制上の措置	新リース会計基準の適用に伴い、所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却方法を見直し、リース期間定額法の計算方法を変更。	令和9年4月1日以後に締結されたリース契約に適用。
医療法人等にかかる改正	<p>①医療用機器等の特別償却制度の期限延長</p> <ul style="list-style-type: none"> イ、労働時間短縮に資する設備 ロ、地域医療に資する建物 ハ、500万円以上の高額医療機器 <p>②医療・介護DX推進のための措置</p> <p>医療・介護におけるDXを推進するため、所要の改正が行われている。</p>	令和7年4月1日から適用。

4、消費課税の改正

消費課税関連の改正事項は、次のとおりです。

改正項目	改正内容	適用開始時期
外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	<p>①免税方式をリファンド方式に変更</p> <p>これまでの店頭での免税方式から購入者が購入日から90日以内に出国時の税関で確認を受けた場合、消費税相当額を返金する方式に変更。</p> <p>②免税対象品の範囲の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> イ、消耗品の同一店舗一日当たりの購入上限額(50万円)および特殊包装要件を廃止 ロ、一般物品と消耗品の区分も撤廃 ハ、金地金等の不正購入が懸念される物品については免税対象外として個別に指定。 <p>③別送を廃止し、購入店舗から直接海外に配送する「直送」のみを免税対象</p>	令和8年11月1日以降に行われる販売から適用。

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止	新リース会計基準の導入に伴い、リース譲渡に係る収益および費用の帰属事業年度の特例を廃止し、消費税法上の資産の譲渡等の時期の特例も廃止。	令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
-----------------------------	---	--------------------------

5、国際課税の改正

国際課税に関連する改正は、次のとおりです。

改正項目	改正内容	適用開始時期
グローバルミニマム課税の改正	<p>①軽課税所得ルールへの対応</p> <p>イ、国際最低課税残余額に対する法人税（仮称 税率 90.7%）の創設</p> <p>ロ、特定基準法人税額に対する地方法人税の見直し</p> <p>②国内ミニマム課税への対応</p> <p>イ、国内最低課税額に対する法人税（仮称 税率 75.3%）の創設</p> <p>ロ、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の創設</p>	令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用。
外国子会社合算税制の改正	<p>①収益計上時期は、外国子会社の決算日から4ヶ月を経過する日を含む事業年度に変更。</p> <p>②申告書添付又は保存の対象とされる範囲が見直し。</p>	令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

6、防衛力強化のための財源確保

防衛力強化のための財源確保に関連する改正は、次の通りです。

防衛特別法人税（仮称）の創設（防衛財源）	法人税額に対し、税率4%の付加税を課す。ただし、中小法人への配慮として、課税標準となる法人税額から500万円を控除。	令和8年4月1日以後開始する事業年度から適用。
たばこ税の見直し（防衛財源）	加熱式たばこの課税方式を、重量に基づき紙巻たばこに換算する方式に変更し、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税。また、たばこ税率を3段階で引上。	課税方式の見直しは令和8年4月から、税率引上は令和9年4月から段階的に。

7、納税環境整備

納税環境に関連する改正は、次のとおりです。

改正項目	改正内容	適用開始時期
電子帳簿等保存制度の見直し	電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽・仮想による期限後申告等がある場合 重加算税の割合を 10%加重する措置の対象から、訂正や削除がわかるシステムで保存している場合が除外される。	令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用。
青色申告特別控除65万円の適用要件の見直し	青色申告特別控除（65万円）の適用要件 現行の適用要件である一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、次のように変わります。 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引に係る特定電磁的記録の保存が特定電子計算機処理システムを使用して、削除・訂正の履歴がわかるように保存していること。	令和9年分以後の所得税に適用。
国税の e-Tax 及び地方税の eLTAX の利便性向上	①eLTAX 固定資産税等の納税通知書等について、令和9年4月以降（個人は令和10年1月1日以降）電子的に副本が送付可能。 ②e-Tax 令和10年1月1日より、スキャナーで作成した電磁的記録を送付する場合の要件が見直される。	法人：令和9年4月1日以後、 個人：令和10年4月1日以後に送達するものから適用。

★事務所から★

令和7年度の税制改正に関し、税制改正等セミナーを6月初旬に開催する予定です。今回は、税制改正に加え、事業承継、相続・贈与等に関する事項を盛り込んだセミナーにする予定です。多くの方がご参加いただければ幸いに存じます。

また、米国での関税率の引上げ等により、世界経済、日本経済への影響が懸念されています。外部経営環境の変化に対し、適切に対応して下さい。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)